

(目的)

第 1 条 この告示は、3 階直圧給水の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、3 階給水における飲料水の水質保全を図ることを目的とする。

(対象建物)

第 2 条 3 階直圧給水の対象となる建物は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 一戸建て専用住宅若しくは小規模店舗住宅又は集合住宅又は事務所、倉庫等の用に供していること。
- (2) 当該建物の給水装置が、3 階以下に設置されていること。
- (3) 当該建物の給水装置の高さが、住宅等が面する道路面から 8.5 メートル以下であること。
- (4) 四国中央市水道事業給水条例施行規程（平成 16 年四国中央市告示第 185 号）第 7 条に規定する受水槽が設置されていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(対象区域)

第 3 条 3 階直圧給水の対象となる地区は、3 階への給水を施工する場所に最も近い配水管（分岐しようとする配水管を含む。）上で自記録水圧計等により連続 72 時間以上測定した場合において、最小動水圧が 0.245MPa 以上で、かつ、必要とする水量を確保できるところとする。

(給水方式)

第 4 条 3 階直圧給水の方式は、直結直圧方式とする。

(3 階直圧給水に必要な構造及び設備)

第 5 条 3 階直圧給水に必要な給水装置の構造及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 分岐口径は、20 ミリメートル以上とし、被給配水管の口径より小口径とする。
- (2) 水道メーター及び給水管の口径決定にあたっては、給水装置の使用状況に応じて水理計算等を行い決定する。
- (3) 被給配水管の口径は、50 ミリメートル以上とする。
- (4) 逆流防止弁は、次に掲げるところに設置するものとする。
 - ア 一戸建て専用住宅、集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、水道メーターの直近の下流側に設置する。
 - イ 収納は水道局規格のメーターボックス内等とし、かつ、取替えが容易にできる場所に設置する。
- (5) 一戸建て専用住宅以外の建物においては、湯水時等（減圧給水）による出水不良を想定し、1 階に専用給水栓又は共用栓を設置すること。
- (6) 空気溜まりを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。
- (7) 配管は、衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講ずること。
- (8) 受水槽方式から 3 階直圧給水に改造工事を行う場合は原則として、新設管とすること。ただし、既設の配管を使用する場合は、水圧試験（1.75Mpa で 1 分以上）に合格したも

のは使用できるものとする。

- (9) 最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において最低必要圧力を考慮すること。

(維持管理)

第6条 所有者及び使用者は、給水装置を次により維持管理するものとする。

- (1) 漏水等の修理及び事故の処理については、迅速に行うこと。
- (2) 配水管工事、メーター取替等の断水作業については、その作業が円滑に行えるように協力すること。
- (3) 配管図等必要な事項を明記した書類を常備すること。

(事前協議申請)

第7条 3階直圧給水により給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設計水圧決定依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼書の提出があったときは、申請者に設計水圧決定書（様式第2号）により回答するものとする。

3 申請者は、前項の規定による回答があったときは、3階直圧給水事前協議申請書（様式第3号）に図面（位置図、平面図、構造図及び立体図）及び水理計算書並びに誓約書（様式第4号）を添えて市長に申請しなければならない。

(通知)

第8条 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を3階直圧給水事前協議回答書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 申請者は、第7条第3項の申請書を提出した後、給水装置を改造するとき、又は所有者等の変更が生じたときは、3階直圧給水事前協議申請変更届出書（様式第6号）に設計図面を添えて市長に届け出なければならない。

(3階直圧給水装置工事の申込み)

第10条 第8条の規定により3階直圧給水の実施が可能である旨の回答を受けた申請者は、別に定める給水装置工事申込書に様式第5号の写しを添えて市長に給水装置工事の申し込むものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

設計水圧決定依頼書

受付第 号
年 月 日

四国中央市長 様

申請者

住所

氏名

㊞

TEL

申請代理人

住所

氏名

㊞

TEL

下記の工事場所において給水を予定しています。つきましては、給水装置の設計を行うため配水管の設計水圧の決定をお願いします。

記

- 1 工事場所
- 2 分岐する配水管
- 3 予定給水方式 3階直結直圧方式
- 4 添付書類 位置図
- 5 その他

受付第 号
年 月 日

3階直圧給水事前協議申請書

四国中央市長 様

申請者

住所

氏名

TEL

㊞

次のとおり3階直圧給水を行いたいので、3階直圧給水取扱要綱第7条第3項の規定により申請します。

- 1 施工場所
- 2 工事期間 ~
- 3 給水装置所有者 住所
氏名
- 4 指定工事業者 住所
氏名
- 5 建物形態 (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て店舗付住宅
(3) 集合住宅 (戸) (4) 事務所ビル
(5) その他 ()
- 6 添付書類 位置図・平面図・構造図・立体図・設計水圧回答書の写し
水理計算書・その他 ()
- 7 その他

誓約書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者

住 所

氏 名



TEL

この度、3階直圧給水を行います。今後この施設の存続する限り次の事項を遵守し施設の維持管理を行うことを誓います。

1 利用者への通知

次の事項について利用者に周知します。

- (1) 3階直圧給水をしているため水圧変化等の影響を受けやすい施設であること。
- (2) 専用給水栓または共用栓の位置。
- (3) 出水不良等発生時の緊急連絡先。

2 その他

- (1) 給水装置の所有者を変更してもこの誓約書の内容は継承します。
- (2) 3階直圧給水に起因する苦情等については、当方の責任において適切に処理し、水道局にはいっさい迷惑をかけません。
- (3) 将来の水圧変動や使用量増加等により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で、設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。

3階直圧給水事前協議回答書

年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで事前協議のありました件について、次のとおり回答いたします。

- 1 受付番号 第 号
- 2 3階直圧給水は実施できません。
- 3 施行場所 四国中央市
- 4 施行条件
 - ・ 分岐口径は20mm以上とする。
 - ・ 水道メータの口径は、申請書どおりとする。
 - ・ 水道メータの直近下流側に、申請者の費用負担により水道局が定める逆流防止弁を設置し、1年に1回は点検すること。なお、取替が容易にできる場所に設置すること
 - ・ 3階部分の給水について
 - ア 湧水等の水圧変動により、3階部分で水圧低下および出水不良が生じる事があります。
 - イ 3階部分で水圧低下および出水不良が生じても、生活に支障をきたさないようにしてください。
 - ・ 給水装置の維持管理（特にメータ以降での漏水の防止、修繕等）は、所有者にて行うこと。

3階直圧給水事前協議申請変更届出書

受付第 号
年 月 日

四国中央市長 様

申請者

住所

氏名

TEL



年 月 日付け申請の3階直圧給水事前協議申請を次のとおり変更をしたいので3階直圧給水取扱要綱第9条の規定により申請します。

変更理由

1 施工場所

2 工事期間

～

3 給水装置所有者 住所
氏名

4 指定工事業者 住所
氏名

5 建物形態 (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て店舗付住宅
(3) 集合住宅 (戸) (4) 事務所ビル
(5) その他 ()

6 添付書類 位置図・平面図・構造図・立体図・設計水圧回答書の写し
水理計算書・その他 ()

7 その他